

キリングループ コンプライアンス・ポリシー

1 コンプライアンスの定義

キリングループは、「コンプライアンス」を以下の様に定義します。

キリングループ各社およびその従業員が、法令、社内外の諸規則・ルールへの遵守はもちろん、社会からの要請に応え、法的責任と社会が求める倫理的責任を果たすこと。それにより、ステークホルダー※からの期待に応え、キリングループに対する信頼・企業価値を維持向上させること。

※コンプライアンスは単に法令・ルール等を遵守することではなく、社会からの要請に応えることと定義することで、企業として社会の変化を常に感じとりながら、このガイドラインに沿ってコンプライアンスの徹底に向けた取り組みを行ってまいります。

※「ステークホルダー」とは、①お客様②地球環境③コミュニティ④従業員⑤ビジネスパートナー⑥株主・投資家を指します。

2 経営理念・目指す姿・価値観との関係

・経営理念・目指す姿・価値観を実践するために「法的」「倫理的」に求められる大きな考え方・行動のあり方のうち、特に重視するものとしたものが、「キリングループ コンプライアンス・ポリシー」です。また、同時にすべてのステークホルダーに対し、約束するものです。あわせて、サプライチェーンを構成するすべてのパートナーに対してもコンプライアンス・ポリシーの精神に基づく行動を促してまいります。

3 本則

(1) 法令遵守・社会要請への対応

事業展開にあたっては、関係各国の各種法令を遵守することや、取り扱い商品・サービスに係る関係業法を遵守することはもとより、社会からの要請に応え、関係各国および国内外地域の経済・社会・伝統・文化等を尊重します。

(2) 製品・サービスの安全性/品質

私たちは、創業以来の理念である「お客様本位」「品質本位」に基づき、お客様の満足と安全・安心で高品質な商品・サービスの提供を何よりも優先します。

(3) 環境保全

すべての事業の低炭素化に努め、環境保全の取り組みを実践するとともに、お客様への環境価値提案を通して、自然と共生した豊かな社会の実現に貢献します。

(4) 人権尊重/多様性の尊重

国際的に認められた人権・多様性を尊重し、事業活動を行います。

また、社員の人間性を尊重し、対等な関係を築きます。また、性別、障害の有無、年齢、国籍、思想・信条等に関係なく、成長意欲を持つ多様な従業員が働きやすい環境整備と働きがいのある組織風土の実現に向け取り組みを行います。

(5) 会社資産・情報の適切な利用と管理

有形無形を問わず、会社の資産・情報は適切に管理し、毀損、盗難等を防ぐと共に、不正・不当利用も行いません。また、会社に無断で社外に開示/漏えいをおこないません。

(6)適正な関係性の構築

事業を行う国及び地域の法令とガイドラインを十分に理解し遵守し、取引先・政治/行政とは健全かつ透明な関係作りに努め、反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。またいかなる状況においても直接・間接を問わず、あらゆる腐敗行為に関与しません。

(7)適正な会計処理と開示

財務・会計に関する記録は関係法令や社内規定に従って正確に行うと共に、適時・適確に開示します。

(8)通報・相談

キリングroup コンプライアンス・ポリシーや各種法令・規程類に照らし、問題があると思われる事実に関し、見て見ぬふりはせず、速やかにリーダーまたは各社・グループの定めた窓口に通報・相談を行います。会社は通報・相談を行った人の保護を徹底します。

4 附則

(1)コンプライアンス・ポリシーの適用範囲

本コンプライアンス・ポリシーはキリンホールディングス直下の連結子会社およびその構成会社の役員・従業員および派遣社員に適用します。役員・従業員の行動が本コンプライアンス・ポリシーを逸脱していると判断された場合、社内規定に照らし合わせ、処分を受けることになります。

(2)コンプライアンス・ポリシーの改廃

本コンプライアンス・ポリシーの改廃については、グループリスク・コンプライアンス委員会の審議を経た後、委員長が決定します。

(3)グループリスク・コンプライアンス委員会および事務局、グループ各社の役割

グループリスク・コンプライアンス委員会はコンプライアンスに関する事項を統括し、本コンプライアンス・ポリシーの定着徹底を図ります。

グループリスク・コンプライアンス委員会事務局は本コンプライアンス・ポリシーのキリングroup各社への定着徹底のための方針立案・推進・支援を行います。また、コンプライアンスの状況について、定期的なモニタリングやグループリスク・コンプライアンス委員会またはキリンホールディングス取締役会への報告を行い、PDCAサイクルを定着させます。

キリングroup各社は本コンプライアンス・ポリシーの定着徹底のために、各社において地域毎・事業毎の特性・法規制等を踏まえ、必要に応じてコンプライアンス・ガイドライン(あるいはそれに類するもの)を作成すると共に、自社の方針立案・推進を行い、コンプライアンスの大切さをメンバーに理解・浸透させ、コンプライアンス違反が発生しないように努めます。

<2023年3月改訂>